

議 長

日程の変更を行はぬことを思ひます。  
日程第4は今朝の連続。日程第5は議案第29号  
日程第6は議案第42号。日程第7は委員会報告の  
朝要求の件。日程第8は委員会報告の連続要求の  
件。日程第9は陣中報告の件以上の順序に進  
みます。

議 長

これは。日程第4 今朝の連続に於いて議  
題を述べます。  
休憩中の報告の件(これは。7月1日から  
6日まで。6日間今朝の連続に於いて思ひます  
が。即興議を述べます。

(即興議を述べます)

議 長

即興議を述べます。今朝と6日間連  
続したことを決定いたします。

議 長

日程第5 議案第29号 市街地整備の  
研究。特別条例の件を上げます。

議 長

本案に対しては。説明を求めます。

議 決  
 休憩 11時30分(10分)  
 再開 11時40分(11分)

議 決  
 日程第5議案第29号 富野湾市養老人研究センター特別条例案の付託。日程第6議案第42号 1992年度富野湾市養老人研究センター特別条例案の付託。以上、継続審議中であり、尚ほ日程を11時45分、休憩を許さる。

議 決  
 休憩 11時50分(11分)  
 再開 11時55分(12分)

議 決  
 議案第29号 富野湾市養老人研究センター特別条例案の付託。議案第42号 1992年度富野湾市養老人研究センター特別条例案の付託。一応継続審議を11時55分、休憩を許さる。即興議 21時5分

(即興議 21時5分)

議 決  
 即興議 21時5分、継続審議を11時55分、休憩を許さる。

# 説明ターゲット

次の資料は、  
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 795\_1e



議 決

日程第7. 委員会報告期限延期要求の件  
総務常任委員会から、日程第5. 委員会報告期限延期要求の件、並びに経済民生教育常任委員会から送ったものを、お手続きに取  
りつかうこととする。報告の  
ことについては、

議 決

日程第9. 題目の件、一応上程した  
が、休憩の件、お話ししたのと  
思ふこと。

議 決

休憩の件(午後5時14分)  
開会の件(午後5時38分)

議 決

建設審議中の議案第40号1972年度  
野津市一列の合計を、開会の  
こと。  
本業に対しては、

議 決

休憩の件(午後5時38分)  
開会の件(午後5時40分)

### 議 案

只今の手書きの10面ありありと採り、72年度直野湾市一般会計支出予算の修正案が提出され107日。

提出者の伊佐徳次郎君、賛成者10名あり修正案が提出され1011日。

本案は併せて質疑を野し。その前に一応修正案の提出者へおられしと3の伊佐君の提案理由説明がござりしから受け給わたりと思ひ可。

### 1 番

1972年度直野湾市一般予算審議に当りし修正案を提出し一人と。修正案の趣旨説明を述べし。531に御協力御賛同方を331に御願ひなり。

お書きの10面ありありと。2項の節の分を御説明申し上げし。2款12月1日の自治会運営事務所補助金のござり。当初案が2,250ドルのござり。750ドルの増は3,000ドルにこれ直野湾市の行政改革に当りし。現在野高2区、野高3区が各々の補助決定に要し。補助を受け。現在建設されて有り。工事の状況は150万あり。野高2区は公民館が67年3月25日に落成し。1,500ドルの補助のござり。野高3区は公民館が69年1月26日に落成し。これと同様に1,500ドルの補助のござり。当時、1,500ドルの補助の募集は、各目況

会事務所に、10坪位の事務所全額を補助の対象とし、補助金は1坪につき1,500円、10坪につき15,000円の補助を定めており、このうち、農業者の都合上、現在暫くの間、この自治会事務所建設に当っては、この24坪のうち380円と203円とを調査し、この10坪の8割の80%の補助は3,000円補助金が定めてあるというように、修正提案をしております。

次にb款1項の特向外勤務手当に定めることとして、この提案金は1,540円と定めておきますが、一般計算の負担割合の中で定めることとし、これを外の方法の特向外をカバーする人じやないという議員各位の意見も聞いています。この点を500円削減しております。

次にb款1項の樹苗圃原材費に定めることとして、この提案1,100円と定めますが、500円削減いたします。600円と定めます。これは、例年600円の樹苗圃原材費を1年計算措置としており、これを600円と定めては、この500円と定めますが、この500円削減は、b款1項の農業者の環境整備費に定めることとして、この提案2,300円と定めますが、500円削減は、これは、2,800円に削減して、この500円削減は、この向野の例年確か1969年度に11坪、1,000円の削減を定めておきますが、71年の議案の修正は、2,000円削減は、広く農業者の補助を与える生産の向上を定めます。

款にございよう。そのうち、種粟から本年も  
 700トンの農産を補助して、その  
 700トンの修費にございよう。そのうち、隣村の  
 農産補助を参考として、申し上げよう。中城村  
 の農産補助金が一般農産の3,000トンの計とさ  
 れており、その外、カキ、落葉等の農産  
 の方に補助の対象にする。とあり。

次に6項の種豚購入補助金がござい  
 よう。そのうち、原案600トンの修費にござい  
 よう。そのうち、1,200トンの修費にござい  
 よう。そのうち、龍野市の養豚組合の方  
 からの請合の方の養豚業者の苦しい  
 現状を打開するべく、是等補助を増額し  
 てもらいたい。と請合の方の陳情も  
 ございよう。そのうち、原案を600トンの  
 増に修費にございよう。そのうち、参考  
 として、奥志川市の場合を例にとり、  
 奥志川市の場合、種豚と優良豚の補助額  
 が1,750トンの計とされ、

そのうち、請合村の場合、畜産費が12,643  
 トン、龍野市の場合も同日の畜産費が2,749  
 トン、計2.5倍の畜産費に計した恩恵を  
 請合村の場合に与えたいと、申し  
 上げよう。

次に8款の項、市内一円道路改修工事に  
 ございよう。原案15,000トンの20,526ト  
 ン、そのうち、修費の減額を全部龍野市  
 の道路排水改修費に当てよう。

次に8款の項、大謝名地区の34字線の  
 排水工事にございよう。6,240トンのうち、  
 一般農産畜産の設備も、請合各位の  
 色々



向難がございまして、  
 の管理施設内をわすため、  
 政府、又は民政府又は軍神助を受け、  
 市に渡すべしとの議案意思もござ  
 います。そのうち軍用道路の今までの改  
 修経過を申し上げます。

普天向高校前の排水溝もござい  
 ます。68年6月28日に着工され、  
 69年11月30日に完了して  
 います。この延長302m  
 政府神助が14,928ドル、市の  
 負担が3,572ドル  
 でございます。同様に普天向  
 高校前の排水溝もござい  
 ます。その延長も同じく  
 普天向高校前もござい  
 ます。延長が232m、工事費  
 11,200ドル、琉球政府神助  
 2,000ドル、市の負担が  
 3,200ドルでございます。  
 この排水溝も67年7月20  
 日に完了して、このように  
 親軍から持つ軍用道路内  
 の道路排水の整備改修に  
 当り、市当局のあくをも  
 管理者があつた米軍又は  
 琉球政府に当然に渡すべ  
 しとの議案もございまして、  
 今後とも市当局の奮闘努  
 めにより、この排水溝も  
 完了し、排水も確保され  
 ます。

次に工場の工費もござい  
 ます。これは市当局に  
 借入の金利も年9%と  
 いう利率に設定されて  
 います。これは年9.5%  
 といい、日米二国とも  
 同様に高い金利である  
 のです。普天向市の公  
 営企業に、市の建設に  
 関係するものも、市の  
 建設に足るものも、  
 通帯の商業

資金の仙3厘、白菊の仙3厘を借り入れることは可能だと可様に考えたりする。その折衝のなかんがえれば、その仙3厘の元金と仙149厘の出来高を和せさせん。どうしてその仙3厘以内のことで済ませたり。可成り関係は1,256ドルと1,110ドル。その計算は、当初予定の20,100ドルの120日の手形は、2.4%割りの365日は556.09ドル、2ヶ月が26,800ドルの90日手形は2.4%割りの365日は556.09ドル合計1,110ドルとござります。以上簡單にはござります。提案者へい、説明を終ります。御協力を御願ひします。ありがとうございます。

議 決

原案並の只今の修正案併せて賛成を許します。

議 決

- 休憩のときは(午後4時45分)
- 再開のときは(午後6時10分)

議 決

原案並の只今の修正案に対して賛成を許します。

17 番

只今の修正案に対しては、賛成のときは、そのb款の1目積戻購入補助金をその増額へいあるとせらる。結構なめりと思ひます。その積戻購入の場合特に一部の一定の人への利益はあり得ると、その折衝を認む人も少なくはあります。その折衝は、出席する

場合の補助金に、氏が、人々に、  
ういふうの考え、人、提案者、  
説明、  
10

1 番

市長を甲上げ、  
多田、  
養豚業者、  
補助金、  
養豚業者の増、

17 番

氏、  
飼育、  
ういふう、  
考え、

1 番

市長、  
予算、  
行政指導、  
補助金、

12 番

修正案、  
人、

市長、

大謝名が34号線沿いは、雨降りの場合は浸水  
するが、これはその地の依頼がありである。下水道  
を作った下で、大謝名の自治会及び、連  
署へ陳情を出して取り出す。それにより、ある程度  
は水の早急に処理的な対応がなされるという事で  
賛成しているが、

その際、水は、その間に削った土を掘削し  
て、その賛成者の方も取り出す。議席をい  
言動が一致しているとは、それは許される。  
その案は、その中に考えられるが、賛成の賛成  
している予算を計上する。水を削る。執行部  
のほうにどうにか、仕事をやらせるべきである。

1 番

に答えて、只今予算審議の段階に、<sup>議</sup>工  
事。賛成をしたという意向も、ごめんが、  
賛成したことはごめん。明らかにならぬ。

12 番

大分、それは、賛成です。

~~その特異~~

1 番

その特異は賛成です。

12 番

1969年6月26日です。

1 番

初答文に曰く、これは1969年6月11日に大謝  
石の区民の方から該道路の排水溝の設置の陳情  
をうけいとりた。それに基づいて、69年11月頃  
市の事業で該地域を整備してとりた。その間  
様々の特異にわたるも、市当局はそれら  
区民の苦情を考慮し、軍と折衝し、掘り出す  
特異のある問題と、先づ説明申し上げた  
りたことなり。琉球政府に該道路管理の  
整備はすべきでない。どうにも、それを  
支へ特異の市の負担や市の通商の事業に  
のりと思ふ款をいざいするが、現時点に  
は、可成り見つけられせんか、削除した  
款ありた。

12 番

今の初答文の事業費額にいろいろ答文に  
いふ。と申しりた。今執行部が改修し  
たりと申しりた。軍がやるか、別個に  
するが、いざいする。いざいするが、いざい  
する。その方は、やりとりせん。下の方  
は、やりとりせん。市をいざいする。上  
の方、建設費をいざいする。市をいざい  
する。市をいざいする。市をいざいする。  
市をいざいする。市をいざいする。市を  
いざいする。市をいざいする。市をいざ  
いする。市をいざいする。市をいざい  
する。市をいざいする。市をいざいする。

1 番

111. 陳情の段階の問題ありせん。

11 番

陳情の段階の現状では変更はありませんが、事情の変更はございます。今も変更はありませんが。

1 番

これは、又三本をという特長に付いては、市の独自の単独事業に又三本をいふのが、政府補助に又三本をいふのが、これは当然単独事業今もいふが、又三本の三本は、当然、軍の琉球政府の又三本をいふという観念に多々ありまう。

12 番

陳情の趣旨は市議会に申し出てあります。市が又三本をいふのは、これはありまう。執行者は市議会の、議会の意思をいふ。又三本をいふと採択して下さる訳です。これは又三本をいふのは、当時の問題があった。決議した特長には市が又三本をいふという議会の意思はございませう。これは又三本をいふという趣旨はございませう。

1 番

これは、これは認めます。賛成します。

21 番

修正案に対する質疑をいふ。これは、これは自治会事務所の建設費にございませう。これは修正案を提出するに付いて、総次郎議員も趣旨説明の中心、話の中に取り上げられた。確かに野島は区野島区。新城の公民館建設の場合、該当しないう。

1 簿に1,500ドルの補助の交付をうけいけりす。この補助交付規程による市の執行権の問題かと思ひます。この修正するに對し、この執行権の侵害に及ぼすか。その辺の御見解を御願ひします。

### 1 番

750ドルの解釈に於ては、この1,500ドルの基準に及ぼす人。その750ドルの標準も、市当局は1,500ドルに於て可採に考ふる款に於ては。

### 2 番

この交付規程の中、予算の範囲とに於ては、この議會独自の修正するに於て、又当局はこの自治会の陳情に於ては、趣旨は十分人、この建築費の増に對し、750ドルの面慮に於ては、この執行権の侵害に及ぼすかと思ひます。その辺の御見解を御願ひします。

### 1 番

750ドルの解釈に於ては。

### 1 2 番

当局に於ては、この64年の区画所定に於ては、新しく充足され、この事務所費とに於ては、当時20ドルの借物の補助が

207  
ご意見の通り、今も出さず17030とさせていただきます。

総務課長

10月20日、事務所借賃の11月分、現在  
も出さず17030とさせていただきます。

21番

11月分の補助を17030とさせていただきます。

総務課長

普天間を17030とさせていただきます。現在月70ドル  
17030とさせていただきます。

21番

70ドル、この金額を11月分、12月分、1月分、  
新設当時の場合は、この10坪範囲の事務所と  
いう名称を付す。又、各自治会も、自治運  
意の申出に依り、その公衆館の建設に  
ついで17030とさせていただきます。その中、  
17030とさせていただきます。一律1,500ドルの補助に  
対する不満がある。その執行権の申出に  
ついては、34年、44年、その事務所借賃  
が17030とさせていただきます。この月70ドルの事務所借賃  
1、この1、年間900ドル余りの借賃を17030  
とさせていただきます。3倍12の場合、 $3 \times 9 = 27$ 、2,700  
ドルの補助を17030とさせていただきます。普天間を  
自治会とさせていただきます。恩恵を受ける。松戸解  
釈、その議員諸氏が検討をさせていただきます。



かかどい。その進捗業者に対する御質疑をいたし  
ます。70ドルの借料も出さぬ所の人だ。その進  
捗の検討はさかかどい。

1 番

＝中の。提案者おめりすすの。回答をします。  
若し。賛成者お私お答お不足がございりしとら  
御覧のしす。一般月70ドルの事務所借料を神  
明の所＝中の。事業おごごのす。  
＝中が現在普天間＝区に701111。公民館建設  
お区に＝中の。普天間＝区に事務所。公民館建  
設の進捗の現状おめりすす。ゆえに  
税金をもし区におおる場合は。今後47年  
57年と長期間。＝中の公民館の借り住の  
をせわすの。ゆえに案から考文す。仮  
りに37年の場合。約3,700ドルから3,300ドル  
にすす。ゆえに案の一般の考文すのめ  
りすす。

2 番

＝中の。議会均等お立場から非常に不均衡を  
お認め本日は取りおす。

11 番

市当局に同じのす。一般軍用の中お市当局  
の常務行政に對し。全く中心のすのす  
凡お私指摘の量のおごいすすのす。一  
＝中の中お常務の同じ了農林行政に同じ  
政府の支出金お全く對上さす70.113世人故

海野清平の農業行政に対し、いせいの補助金が  
 政府からの支出金からなるかどうが。  
 二水が一案、それら総合的の案からなる案同  
 大いと思ひます。私等その予算を見る限りは  
 ない。施政方針を取り上げられおとすの。諸  
 々の重要施策が反映されたいというふうには  
 見えておりました。海野清平のその予算  
 執行に当たっては、私は復帰を来年に控えて、変  
 形予算が十分行政の上に反映されるんじや  
 ないかという点に期待をしておりました。残  
 念ながら全く私の期待をうらなうところの  
 理由を聞いておりました。一、本人件費  
 費の。相当の値上げをアツグイ計上されて  
 おります。その外、市民のうけるべきの恩  
 典に農業に大するおとすの農家に対する  
 補助金が全く従前通り旧態依然とい  
 う考慮されたいの面が突出ある  
 ことありま。そのうちから一、果  
 然山崎間市政の農業行政を十分行政  
 の中へ反映していかねばならぬ。その  
 点に對して非常に不満をい  
 っておりました。そのうちから一、果  
 然山崎間市政の農業行政を十分行政  
 の中へ反映していかねばならぬ。その  
 点に對して非常に不満をい  
 っておりました。そのうちから一、果  
 然山崎間市政の農業行政を十分行政  
 の中へ反映していかねばならぬ。その  
 点に對して非常に不満をい  
 っておりました。

市長

お答えします。政府補助金の少額ということは一般質問にも申し上げた通りでございます。勿論農業関係の全額というところもございますが、595ドルはあります。

11番

どこに現われておりますか。政府支出金の甲かどこに現われておりますか。

助談

69頁 6款

11番

私に14頁の説明を求めたいと思います。

助談

政府補助金のどこに表れているかというところはあります。69頁の本年度予算の既済内訳というところは政府支出金という欄がござります。その中を所管のものは、その金額があるというところです。595ドル

市長

農業補助金の少額というところもござります。勿論これは農業関係ばかりではない。補助金の外に他の検討している款もござります。現年度の予算の少額というところは、次年度復旧に充てられる。その補助金制度が殆んどなくなる

款やございの事。  
そのうちもなと関係なくして、復帰日、はつきり  
しれりし。そのこと、先きは解つていふこと。今  
から補助金の問題をアツクという=そのことは  
おろそかにしたくない。款やございの事。そのうち  
時業にしよう。実際にその日は残す。その問題は  
が今後大きな問題やございの事。そのうち  
意味をアツクにはいれりせし。

11 番

今ところ南をアツクするの意見をいれりし  
てアツくす。その日、復帰にそのことが農業に  
アツく育成する次の政策のあつておるものと  
いう考えがある。

市長

補助金制度が本土の場合にはその款や  
ございの事。他に代りたものがあつて思ひする。

11 番

ご。農業にアツく育成というものは、そのうち  
そのものがございの事。

市長

農業にアツく育成というものは、都市環境のこ  
ろへ入る。その日、農業。その日、その日の古株更新  
そのものがあつてする。

11 番

これの全部が買上げの人です。

市 長

補助している。

11 番

たまたま復権のことで、やういふものはやらなくともいい人ではないです。

市 長

だからこれが補助金制度のつく人、やういふ形を整理します。これが今検討中のごとくです。

11 番

復権後の問題については、色々制度も変えようが、しかし現実の問題として、市長の料復権のころから農業所得を上げようといふことは必要ではないです。今年度の70%も是非農家の所得を引上げようといふのは、はっきりした姿勢を示してほしいです。やういふことでは、市の行政のあり程度からいって農業の所得、農家の所得が引上げられる人ではないかと。例として今年度の70%の農業問題については、引上げても、養豚農家の所得の向上については、引上げても養豚農家を是非育成して行政の力からいって、育成するべくして個人の養豚業者の所得、いわゆる農業所得が引上げられる人ではない

のうらうらに新なる課心ありき。そのうらうらに  
立つらば、外の問題に於ては、奥金に考  
えたりき。事業の所得を引き上げ  
るべく対し。果しての程度奥金に  
ては、奥金に検討せしむるは、  
私に非常な疑問を感ずるに  
たりき。そのうらうらに立つらば、  
全くの施政方針と予算との問題に  
矛盾を感ずるにたりき。是れは、  
今の補助金制度にも引き上げ  
るべく、可能にありき。是れは、  
引き上げることにより、私に  
制度が受けるべき時、十分  
にありき。是れは、規則  
の十分可能にありき。従って  
の問題に、規則に、是れは、  
は、どうか、そのうらうらに  
考へるにたりき。

市 長  
理段階に於ては、検討に  
たりき。

11 番  
考へるに、是れは、検討  
し、是れは、補助金に  
たりき。制度が受ける  
べき時、十分可能にあり  
き。従って、規則に、  
は、どうか、そのうらうら  
に考へるにたりき。

市 長  
来月4月、是れは、  
今から考へるに、  
は、どうか、そのうらうら  
に考へるにたりき。

11 番

このうちは、来年の4月30日の検討が必要は  
このうちは70考えたいね。

市 長

新しい自治体へ変わっていくことを思っています。

11 番

括弧度、或いはその他の結構の面は、このうちは  
行政をどうする市長はあくまでも農家所得  
を引くわけにするにしようと思いたる。この副  
度、このうちは、佐野市の覚悟に、マシキ、これ  
は、私の補助政策、或いは育成するべき政策  
は、十分私の考えを103へをいじめるか、考える  
部はないね。

市 長

当初予算に補助申請を出さず、各団体の、大体  
新年度予算の2、3ヶ月前に出す部がございませう。  
そのうち、意味や予算に反映する部がございませう。  
特にそのうち、請願例に、初めにも、新年度の予算  
を、用途に、変更する部がございませう。そのうち、  
を考える場合、翌年度に、70日、既に、今期  
も、今日、そのうち、ございませう。新しい、条例、そのうち  
、そのうち、新年度の予算、そのうち、考えられる  
、新年度の予算、そのうち、意味、そのうち、考えられる  
、そのうち、

11 番

新年度の10月1日分配原案の内容をめぐり考  
方。

市 長

来年度の10月1日分配原案の内容をめぐり考  
方。そのうち10月1日分配原案の内容をめぐり考  
方。

11 番

そのうち10月1日分配原案の内容をめぐり考  
方。

総務課長

そのうち10月1日分配原案の内容をめぐり考  
方。72年度の予算総額をめぐり考方。そのうち  
10月1日分配原案の内容をめぐり考方。消費的経費が  
43.37%、蓄積的経費が48.92%、投資的経費が  
38.04%、その他が72年度の22.15%、71  
年度の23.04%にすぎない。その他は主に教  
育費に充てられる。

11 番

只今の統計資料から見ると、本年度に比べ  
て投資的経費の割合が減少している。これは  
そのうち10月1日分配原案の内容をめぐり考  
方。同下連教団にすぎない。そのうち10月1日  
分配原案の内容をめぐり考方。積極的に投資の  
面から入るべき。そのうち10月1日分配原案  
の内容をめぐり考方。



聊 後

今日之莫の同題にカハルが、ニの経費の分類の仕方。ニハは非常の問題があり得る事。然るに、今之説明ハ、消費的経費の首の赤字の仕方カハルと云ふ説明あり得る事。私カ持ッテカハル分類ハ、全ク逆カゴザル事。消費的経費ハ、前年度カ48.92%カ対シテ、72年度ハ43.37%。其カから投資的経費前年度カ28.04%、72年度カ30.48%。其カから其カ他前年度カ1.9%、現年度カ3.35%。ト云ふカヨリ。其カから教育負担カを別計算カシテ、前年度カ1.14%、其カから現在提案カシテ、前年度カ17.8%ト云ふカ分類カゴザル事。ニの消費的経費、投資的経費ト云ふ事カ、分類ハ、大体私カ申シ上ル事カ政府カ指示カ分類カ法カヨリ。

II 審

政府カ出カ標準カヨリ。

聊 結

ハハ、然ルニ、其カヨリカゴザル事。尙カ、答カ全ク逆カ、答カ出カ人カ、非常カカハル事カあり得る事。一カ持ッテカハル資料カ、其カヨリカ持ッテカハル事カ、ニカカハルカ思ッテ、修正答カカシ。

II 審

聊後カ只今カ義カ分カ主カ務カハル事カ

1. 今のところ長んじやないです。

附 後

の又、この ちんて 持って 取り出す。

II 審

この はずね。統計資料並の 光の 他の問題  
の こと。多分 この 統一 見解を 出してい  
た こと 思い ます。この 対外的 問題が  
ござい ます。それと 皆さんの 市民 に対して、どう  
いうふう 説明し ますか。それと 一葉、この  
特別交付税の問題 あり ます。私の 本土から  
の 交付金、は 政 援 財、その 他 の 援 財 資金の 年々  
増大 して 取り ます。それと この 特別交付税の  
こと して います。依然 として、この 議会が 前々 取り  
取り して、20,000ドル あり ます。

当 時 市 長 10,000ドル 10 部 以上 なる こと を  
議会が 10,000ドル 10 部 以上 なる こと。この こと  
も、それと 案 議 が ござい ます。この こと  
議会が 意思を 十分 当局が 尊重 して、政 府 に対して  
強 力に 働き かける、案 議が 私に たいして たいして  
たいして、考え たい こと あり ます。これと たいして  
今 度も 同様 20,000ドル 10 部 以上 なる こと 取り  
たい こと。一々 新 政 府 に対して、強 力に 働き かける  
こと たいして 私に、それと 10,000ドル 位 なる こと 可能 こと  
こと たいして たいして たいして たいして たいして。その こと  
見 通し たいして たいして。市 長 たいして たいして たいして たいして。  
この 市 長 の 政治 的 たいして 政治 的 たいして たいして  
たいして、十分 可能 こと たいして たいして、たいして たいして たいして

いよいよ新の令の意見も難しければ、この御  
返事を以て大に思ひます。

取 扱

新に変わった方面のありよりの、私から  
説明申上げます。復帰の事柄は、  
為に、即承知の程に、事柄の構式が、  
入称式に、大に誤りあり。その  
こと、琉球政府と、事柄の説明を、  
この制度を、設けようとする。

各市町村の事柄、編成を、さし、  
すね、琉球政府の説明を、聴取する、  
この制度、今度から、実施され、  
今、同様に、各市町村、  
琉球政府、一応、悪い言葉、  
こと、さし、すね、人、

この命令、特別交付税、  
すね、この、指、  
こと、この、  
成、この、  
承、この、  
計、この、  
法、この、  
解、この、  
指、この、  
上、この、  
は、この、

11 番

この事情はよく解つており、しかしながらこれは、従来への特別交付税というものは、ある程度の政治折衝による。だが、おらきおあいくさんだてのうらと、南のさしをとり、さお進、さしから、況山、さべおのささい、今先申し上げ、大養豚業者の問題、或いは又農家所得の問題、或いはおの肥のささ都予計画の問題、人がおささい、おと政府の積極的、政府の働きか、おと10,000ド、おと種お位、おと獲得、おと標、おと努力、おと種類、おと思、おと。

議 長

おとさ、おと人、質疑を打ち切り、おと思、おと、おと異議、おとせ、おと。

(異議なしと認む)

議 長

おと異議、おとせ、おと人、おと、質疑を打ち切り、おと討論、おと、おと。

議 長

おと討論、おと最初、おと命令、おと修正案、おと反対、おと、おと、おと、おと。











適宜類はさかさまと思つておりました。  
以上の結果から立ち上り、岸佐徳次郎議員の  
修正案に対し賛成をすもつたものと見らる。日。  
以上討論を終ります。

議 決

以上もつた。討論をうす印りたしと思つ  
た。即興議と見らる。

(異議なしと見らる)

議 決

即興議と見らる。討論をうす印  
ります。

これは議案第40号 1972年度市野津市一般  
会計入支出予算の採決に入りります。

議 決

休憩 12時30分 (10時45分)

再開 12時45分 (10時50分)

議 決

本議にかつた。岸佐徳次郎君外10名提  
出の修正案にかつた。挙手により採決した  
り。

議 決

本議修正案賛成の諸君の挙手を求め  
たり。

# 説明ターゲット

次の資料は、  
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 824\_1e

葉子

三

均

衡

1824-10

Handwritten marks and characters at the bottom of the slip, including a large character that appears to be '均' and some illegible scribbles.

議 長

挙手多数でありました。その本修正案の可決  
を承知いたします。

議 長

次に、改正案の可決した部分を除く原案の  
ない。採決いたします。

議 長

修正部分を除く。その他の部分については、原  
案の通り決すべし。即ち要議でございます。

(要議のしこ呼ぶ)

議 長

即ち要議のしこ認めました。その修正議決し  
た部分を除く。その他の部分は、原案の通り可決  
を承知いたします。

議 長

以上の本日の日程は全部終了いたしました。明日  
の日は、委員会に入ります。その次回は、  
月5日の午前10時から本会議を開きます。  
大変お苦勞さうございます。

散会 (午後7時6分)